

## 第3章 環境保全対策

## 第3章 環境保全対策

### 1 環境保全対策の歩み

「公害対策基本法」制定前の公害対策については、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」（昭和 37 年制定）や「公共用水域の水質の保全に関する法律」（昭和 33 年制定）等により、対症療法的な規制を行っていましたが、国民の健康の保護と生活環境の保全を目的とした総合的統一的な公害対策の推進を図ることが重要とされ、昭和 42 年に「公害対策基本法」が制定されました。

「公害対策基本法」では、汚染者負担の原則や環境基準の設定、総合的な対策を具体化する方法としての公害防止計画の策定などが規定され、「大気汚染防止法」や「騒音規制法」等関連する法律の整備も図られましたが、経済の健全な発展との調和を原則としていた本法では対応に限界があるとの認識から、今日の複雑化する環境問題に適切に対処する新たな枠組みを示すため、「環境の恵沢の享受の継承」や「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築」等を基本理念とした「環境基本法」が平成 5 年に制定されました。

### 2 環境保全対策

#### (1) 公害防止協定

昭和 47 年より、市内の主要工場及び進出工場 8 社と公害防止協定を締結し、企業と相協力して公害の発生防止に努めてきました。平成 4 年 11 月には、より実効性のあるものとするため協定を見直すとともに、新たに 2 社と協定を締結しました。その後、更に進出企業 1 社と協定を締結し、現在、11 社及び大和工業団地進出企業 4 社の計 15 社と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めています。(表-5) また、本市北部に位置する周防工業団地では、進出企業と進出協定を締結し、公害の未然防止に努めています。(表-6)

表-5

(1) 公害防止協定締結事業所（大和工業団地を除く） (平成 28 年 3 月 31 日現在)

協 定 締 結 事 業 所	締 結 年 月	所 在 地
新日鐵住金(株)大分製鐵所 光鋼管部	S 47・3	光市大字島田 3434 番地
武田薬品工業(株)光工場	S 47・7	光市大字光井 4720 番地
ヒカリ乳業(株)	S 47・7	光市島田四丁目 4 番 40 号
日鉄住金防蝕(株)光工場	S 47・7	光市浅江六丁目 18 番 20 号
永岡鋼業(株)光工場	S 47・7	光市浅江五丁目 23 番 21 号
光メタルセンター(株)	S 47・7	光市浅江五丁目 25 番 3 号
カンロ(株)ひかり工場	S 47・7	光市大字小周防 568 番地
日鐵住金溶接工業(株)光工場	S 49・7	光市浅江四丁目 2 番 1 号
山九(株)光支店	H 4・11	光市浅江一丁目 16 番 25 番
富士高圧フレキシブルホース(株)	H 4・11	光市島田六丁目 2 番 20 号
新日鐵住金ステンレス(株)製造本部 光製造所	H 15・10	光市大字島田 3434 番地

※H16.10.4、市町合併に伴い新たに覚書を締結

## (2) 公害防止協定締結事業所 (大和工業団地)

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

協定締結事業所	締結年月	所在地
ゼオン化成(株)山口工場	H4・1	光市大字東荷 2288 番地 7
山口碓永自動車(株)	H6・1	光市大字東荷 2288 番地 10
三和実業(株)山口工場	H7・8	光市大字東荷 2288 番地 8
ランデス(株)山口工場	H13・9	光市大字東荷 2288 番地 12

※H16.10.4、市町合併に伴い新たに覚書を締結

## 表-6 進出協定締結事業所 (周防工業団地)

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

進出協定締結事業所	締結年月	所在地
水上金属工業(株)	H2・3	光市大字小周防 1100 番地 7
(株)ヒロテック光工場	H3・4	光市大字小周防 1100 番地 2
(株)アロイ光加工センター	H3・4	光市大字小周防 1100 番地 3
(株)五光製作所山口工場	H3・4	光市大字小周防 1100 番地 10
光メタルセンター(株)周防工場	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 4
秋野鋼機(株)	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 9
(株)黒木工業所周防工場	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 11
(株)芳川鉄工所	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 12
(有)谷野工業	H4・4	光市大字小周防 1100 番地 5
(株)守田家具小周防工場	H5・6	光市大字小周防 1100 番地 13
カンロ(株)ひかり工場	H6・7	光市大字小周防 568 番地
(株)イシナガ	H10・6	光市大字小周防 1100 番地 45
(株)日立プラントメカニクス 周防工場	H10・6	光市大字小周防 1100 番地 24
(株)イチキン 周防工場	H25・7	光市大字小周防 1100 番地 84
(株)ただおザウルス光工場	H26・1	光市大字小周防 1100 番地 8

## (2) 環境基準

典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4公害については、環境基本法において環境基準の設定が義務付けられています。

環境基準は、「人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、許容限度という意味での消極的なものではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標とするものです。

## (3) 光市自然敬愛都市宣言及び光市環境基本条例、光市環境基本計画

国においては、平成5年に公害対策基本法を廃止して「環境基本法」が制定され、同時に「自然環境保全法」についても見直しを実施されましたが、本市においても、環境基本法の理念を踏まえて、平成8年に「光市の環境をよくする条例」(昭和48年制定)を全部改正し、平成9年3月には新たに「光市環境保全行動計画」を策定しました。その後、平成16年10月の合併による新市誕生を経て、先人から受け継いだこの豊かな自然と人間が共生できる社会の実現及び後世に引き継ぐため、平成18年3月、全国に先駆けて「自然敬愛都市宣言」を行いました。

平成19年3月には、自然敬愛の理念を踏まえ、「環境の保全、創造及び再生」を基本理念とした「光市環境基本条例」を制定しました。また、平成20年3月には、自然敬愛の精神と環境基本条例の理念に基づいた具体的施策を展開し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、「光市環境基本計画」(第1次)を策定し、「自然を愛する」、「地域を愛する」、「地球を愛する」の3つの基本方針に基づく施策・事業のほか、「共創・協働」、「学習・体験」、「環境と健康、観光、経済の融合」の視点を踏まえたリーディングプロジェクト(重点施策)を推進してきました。

さらに、平成24年度末で第1次の計画期間が終了したことから、平成25年3月、目指す環境像を「人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり」と定めた「第2次光市環境基本計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、市民アンケートを通じて環境問題に関する市民意識の集約を行うとともに、環境審議会に諮問して、専門的な見地からの意見も十分に取り入れ、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」の3つを基本方針に、「光ソーラーCITYプロジェクト」、「STOP地球温暖化プロジェクト」、「人と自然のハーモニープロジェクト」、「MOTTA INAIプロジェクト」、「まち美化パートナーシッププロジェクト」の5つをリーディングプロジェクトとして位置づけました。

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間(リーディングプロジェクトは5年間)とし、定期的な進捗管理を行いつつ、計画の着実な推進を図ります。(第12章 環境基本計画 97頁参照)

#### (4) 地球温暖化防止対策～エコオフィスプラン～

地球温暖化対策の推進に関する法律により、すべての自治体に温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画の策定が義務付けられています。

本市では、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「光市エコオフィスプラン（第 2 期）」を策定し、計画に基づく取組みを進めています。（第 11 章 光市エコオフィスプラン 93 頁参照）

また、第 2 期プランの終期に伴い、これまでの成果と課題等を踏まえた「光市エコオフィスプラン（第 3 期）（実施期間：平成 28 年度～平成 32 年度）」を平成 28 年 3 月に策定しました。

### 3 環境保全事業

#### (1) 第 2 次環境基本計画の推進

目指すべき環境像として「第 2 次光市環境基本計画」に掲げる「人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり」を実現するため、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」の 3 つの基本方針のもと、5 つの重点施策（リーディングプロジェクト）に、市民、事業者、市の三者の協働による取組みを進めました。（第 12 章 環境基本計画 97 頁参照）

#### (2) 光市地球温暖化対策地域協議会の活動

「光市地球温暖化対策地域協議会」（愛称：ひかりエコシティ・ネットワーク）は、地域の地球温暖化対策を市民、事業者、市の協働により推進する組織として平成 20 年 10 月に設立され、平成 28 年 3 月末の会員数は 85（21 事業所、11 団体、個人 53 名）です。平成 27 年度は、会員一斉ノーマイカー運動のほか、家庭におけるストップ温暖化診断、再生可能エネルギーセミナーや市域全体での省エネルギー運動などを実施しました。

#### (3) 流域下水道等の整備

本市では、公害防止計画及び光市総合計画に基づき、島田川流域の水質保全と生活環境の改善を図るため、昭和 52 年度から山口県を事業主体として 1 市 4 町（光市、熊毛町（現周南市）、周東町（現岩国市）、玖珂町（現岩国市）、大和町（現光市））を処理区域とした「周南流域関連公共下水道事業」に着手しました。

その後、昭和 61 年 10 月に浅江地区（約 245ha）において初めて供用を開始し、平成 27 年度末時点においては、本市計画区域面積 1,324.40ha に対して 964.23ha の供用開始がなされており、整備率 72.8%、普及率 79.6%となっています。

現在においても、本市の東部に位置する室積地区、北東部に位置する大和地区を中心に早期の供用開始を目指し、整備促進を図っています。

#### (4) 浄化槽設置整備補助事業

浄化槽は、下水道と同等程度の機能を有し、生活排水やし尿を処理する設備であり、トイレの水洗化による生活環境の向上に加え、河川や水路など自然環境の保全にも大きく寄与しています。

浄化槽設置整備事業は、自らの居住を目的とした専用住宅への浄化槽の設置を対象とし、公共下水道認可区域外の区域において旧大和町は平成 2 年から、旧光市は平成 6 年から補助を行っています。また、平成 24 年度からは公共下水道認可区域内においても公共下水道への当面の下水道整備が見込まれてない区域に限り、補助を行っています。

平成 27 年度については、27 基（区域外 22 基、区域内 5 基）の浄化槽設置に対し補助を行い、生活環境及び公衆衛生の向上に努めました。